

巻頭言

令和8(2026)年度を迎えて

代表理事 新津ふみ子

新年度を迎えました。

すでに、昨年7月5日、当法人は「法人設立25周年記念会」を終えました。そして、現在、私は毎日変わらずに福祉サービス第三者評価で現場へ出向き、また関連の会議などに出席しています。時代の変化を感じつつ、事業者の主体性を基本とするこの第三者評価という制度の難しさを感じつつ、過ごす日々です。

今号の会報『明・愛』では、去る2月25日(水)に取り組んだ「法人主催研修会」の内容について報告します。

なお、福祉サービス第三者評価に関しては、次号の会報で取り上げる予定です。



さて、2月25日のメイアイヘルプユー「法人主催研修会」で、テーマとして「いじめから考える子どもの権利」を取り上げた理由・きっかけは、活動を注目していた弁護士の佐藤香代さんが仲間たちと出版した『いじめ防止法 こどもガイドブック』(子どもの未来社、2023)を拝読し、改めて私なりに時代の変化について受けとめたためです。本書の内容は知らないことが多く、反省しながら、しばらく考えていました。



子どもたちの「いじめ」については、マスコミなどで取り上げられるたびに気になっていました。また、第三者評価で母子生活支援施設、児童養護施設、保育所などの子どもたちのいる現場(事業所)に出向き、いつも感じていたことは、子どもたちだけでなく、その親たちもまた、自身が生きることの困難さを抱え、しかも地域からの支えが得られていないことなど、さまざまな問題・課題があるということです。

そして、子どもたちの姿を見て、ただただ「頑張れ」と祈るだ

けで、時に涙ぐむ自分がいました。



昭和に生まれた後期高齢者である私の育った時代の話になりますが、小学生の頃など、どのクラスも50名ぐらいの子どもたちがいたように思います。そうしたたくさんの中には、いじめられていた子どもを見ることも確かにありましたが、それでもどこかで仲間たちが助けていたことを思い出します。また、お母さんが病気などの場合には、近所のおばさんたちが、その家庭の子どもを誘い、一緒に食事をするなどのことは、どの地域でも普通に行われていたことであつたように思い出します。

ただ、それは“昔話”です。現在の子どもたちを取り巻く環境、そして時代の変化と対応を知らなければと、おばあさんになった私は、今回の法人主催研修会で取り上げるテーマを考えるなかで心に決めました。



法人主催研修会の当日は、会場参加とリモート参加を合わせて、おそらく30代から80代まで、44名の参加者で盛況でした。今号では、そのうちの3名に研修会の感想を書いていただきました。

今回、大いなる学びがあったことに感動です。改めて、大人の責任を感じました。



実は、私はその後、3月4日(水)の内閣府主催のシンポジウム「多世代参画で広がる地域の未来～『ごちゃまぜ』のつながりを通じて～」にも参加しました。それは、人口減少や地域社会の高齢化が進むなかで、2024年9月13日に閣議決定された「高齢社会対策大綱」を踏まえ、幅広い世代の地域住民の参画のもと、地方公共団体、大学、企業・団体、NPO等の多様な主体同士の連携により、地域社会の課題の解決に分野横断的に取り組むためのプラットフォーム(しくみ)づくりを目指す実証事業の紹介でした。

まさに「ごちゃまぜ」のつながりが、地域に生み出す新たな

75号の
ガイド

1～2P：巻頭言◇令和8(2026)年度を迎えて

2～4P：「法人主催研修会」報告(要旨)：いじめから考える子どもの権利～子どもの「安心・自信・自由」を守るために～

4～6P：「法人主催研修会」報告：参加者レポート「法人主催研修会に参加して」

6P：事務局だより



可能性を学びました。少子高齢社会に必須の取り組みですね。親も子どもたちも参加し、かわりあい、成長できる社会「ごちゃまぜ」の推進は、子どもの権利にどのような影響を及ぼすのでしょうか。もう少し長生きして見てみたいですね。



前述のように、今号では法人主催研修会の講師・佐藤香代さんに講演の要旨をその資料の抜粋とともに執筆していただいたうえで、研修会の参加者3名から感想を寄稿していただきました。

東京都葛飾区の社会福祉法人「葛飾福祉館」本部の保育士である若宮 正さん、岡山県倉敷市の社会福祉法人クムレの母子生活支援施設「倉敷市鶴心寮」寮長の西野まゆみさん、岩手県釜石市・社会福祉法人清風会の特別養護老人ホーム「あいぜんの里」施設長を3月まで務められたメイアイヘルプユー会員の古川明良さんの3名です。

佐藤さんの原稿、そして参加者の3名の感想を拝読し、改めて自分のことを振り返りました。そうしたら、長渕剛の『乾杯』が聞こえてきました。

子どもたちに贈りたいです。



♪かたい絆に 想いをよせて
語り尽くせぬ 青春の日々
時には傷つき 時には喜び
肩をたたきあった あの日
あれからどれくらいたったのだろう
沈む夕陽を いくつ数えたらう
故郷の友は 今でも君の
心の中にいますか
乾杯！ 今 君は人生の
大きな 大きな 舞台に立ち
遙か長い道のりを 歩き始めた
君に幸せあれ！ ♪

長渕剛『乾杯』より



▼研修会の際のスライドから9枚を厳選掲載しました。

2026年2月25日 メイアイヘルプユー 法人主催研修会

いじめから考える 子どもの権利

法律事務所たいとう
弁護士 佐藤 香代



2026年2月25日(水)開催
「法人主催研修会」報告<要旨>

いじめから考える子どもの権利 ～子どもの「安心・自信・自由」を守るために～

さとう かよ
講師：佐藤香代 氏
弁護士/社会福祉士
法律事務所たいとう・代表弁護士

皆さんは「いじめ」と聞くと、どんな場面を思い浮かべるでしょうか。暴力や執拗な嫌がらせを思い浮かべる方も多いかもれません。しかし、子どもたちの日常を丁寧に見ていくと、何げないやり取りに見えるなかでも、自分の居場所を見失い、生きづらさを感じている子どもたちも少なくありません。



今回「いじめから考える子どもの権利」をテーマに、参加者の皆さまとともに、子どもの権利について考える機会をいただきました。

冒頭では、生徒会活動をめぐる“架空事例”を紹介しました。事例では、ある生徒が自分の発表内容について仲間から厳しい指摘を受け、逃れられない状況に立たされています。周囲から見れば、その指摘はよりよい方向への助言のように見えるかもしれません。しかし、その生徒が強い不安や恐

時代の移り変わりど、いじめの定義の変化

年	定義	ポイント
昭和61年度から	①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、 学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの。	☆加害の子どもの行為の側に立って「いじめ」を規定 ☆中野富士見中事件（「葬式ごっこ」事件）
平成6年度から	①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。	☆上記に加えて、行為の継続性の要件を追加。 ☆判断は、被害者の立場に立って行うことを追加。 ☆大河内清輝君事件

年	定義	ポイント
平成18年度から	当該児童生徒が、 ①一定の人間関係のある者から、 ②心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、 ③精神的な苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。	☆被害の子どもの心情の側に立って「いじめ」を規定 ☆継続的・深刻の要件を削除 ☆福岡・筑前町事件 ☆北海道・滝川市事件
平成25年度から	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している児童生徒等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。	☆いじめ防止対策推進法第2条 ☆心理的・物理的な「影響」（攻撃を変更） ☆大津いじめ自殺事件

怖を感じていたとしたら、どうでしょうか。

「いじめ防止対策推進法」(2013、いじめ防止法)では、いじめの定義を、ある子どもに対して、その子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う行為のうち、行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの、としています。ここで重視されているのは、行為をする側の意図や行為態様ではなく、傷ついた子どもの立場から判断するという視点です。

いじめの定義は時代とともに変化してきましたが、この法律では、子どもの心の傷つきを見逃さないことを目的に、より広い定義が採用されました。

いじめの定義の拡大によって、かつてであれば「それはいじめではない」と教師から対応してもらえなかったような出来事も、早期対応につなげることができるようになりました。



もっとも、新たな課題も生じています。一般に、いじめと聞くと「いじめは人権侵害」「いじめは許さない」など、強い社会的非難が寄せられます。しかし、現在の法律の定義では、双方

の相性の悪さを背景とした日常的ないさかみや、発達特性などを背景にした衝動的な行動などいじめに含まれます。こうした場合まで強い社会的非難の対象とすることには、現場の戸惑いも見られます。

私自身は、定義を形式的に当てはめて指導することよりも、子どもの人権の視点から「子どもにどのような影響が及んでいるのか」を明らかにすることが大事だと考えています。



人権とは、人が人間らしく生きるために欠かすことのできない権利です。今回の研修では、子どもの人権を「安心」「自信」「自由」という3つの権利から説明しました。安心して過ごせること、自分には価値があると感じられること、自分の意思や行動が尊重されること、その3つが守られているとき、人は自分らしく生きることができます。

冒頭の生徒会活動をめぐる架空事例でも、仲間から厳しい言葉をいく度も投げかけられるなかで、この3つの権利が同時に奪われていく様子が浮かび上がり、被害の実相が見え

人権とは何か？

～人権が守られていることの意味～

① 安心の権利

恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利(平和的生存権)
憲法第25条 生存権

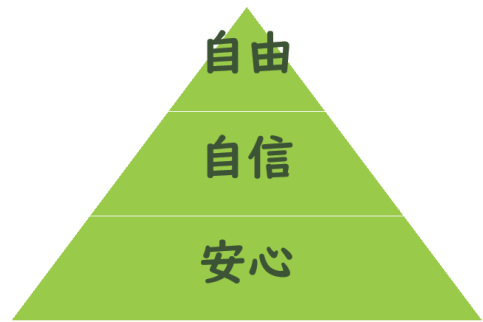
② 自分の価値を実感できる権利

「個人として尊重される」権利 → 自尊感情・自己肯定感

③ 自分で決め・自分の意思が尊重される権利

幸福追求権 表現の自由など各種自由権

いじめ防止法子どもガイドブック 57頁



いじめ防止対策推進法の目的(第1条)

いじめは、いじめを受けた子どもの「教育を受ける権利」という大切な人権をひどく傷つけます。また、心や体の成長に悪い影響を与え、時には命の危険に発展することもあります。

だから、この法律では、子どもたちの尊厳を守るために、いじめを防止するための取り組みについて、基本的な考え方を示しました。

いじめ防止法子どもガイドブック 8頁

意見表明権の保障がもたらすエンパワメント

◆大人たちが真剣に自らの意見に耳を傾けてくれること、そのアプローチが、子どもの傷ついた安心・自信・自由を、いずれも強化する。

◆子どもは、自らが議論に参画して決定された事柄である以上、その結論を前向きに受け入れ、積極的に実行していくことが期待でき、成功体験につながりやすくなる。成功体験の蓄積も、安心・自信・自由をいずれも強化することが期待される。

「子どもの最善の利益」の意義

□子どもに関わる、あらゆる決定において、可能性のある様々な解決策を検討し、子どもの利益を正当に重視する

□子どもの最善の利益を確保するためには、関わる大人の側が、次のことを大切にしていく必要がある。

- ①子どもが権利の全面的な主体であるという観点をもつこと
- ②子どもは、成長していく存在であるという認識を持つこと
- ③決定に向けた手続として、**子どもの意見表明権**を保障していくこと

いじめをした子どもに対して

自分も相手も大切にコミュニケーション

- ・アサーショントレーニング

誰にでも、いじめたくなる気持ちがある

- ・退屈だと感じると、誰かの悪口を言ったり、いじったりしたくなる。
- ・ストレスを感じると、「自分よりも下」の存在が欲しくなる。

ほかにどんな方法があったか、一緒に考えようと伝える。

いじめ防止法子どもガイドブック 第4章

てきます。

さらに、3つの権利が傷つくと、私たちの心や身体には、無力感、自己否定感、抑うつ、対人恐怖など、心身の健康に大きな影響を及ぼすさまざまな症状が出現します。こうした心身の症状は、私たちの脳が危険から身を守ろうとして、不安や恐怖を感じる体験には敏感に反応させ、それを回避する行動を取らせようとするためです。特に、思春期の子どもたちは、友人関係のなかで「居場所」を失いそうになると強い不安を感じます。

人間関係のなかで、時に痛みを感じる出来事は避けることができません。そうである以上、子どもたちには、自分なりの方法でストレスを調整し、健康に、調和的に生活していくためのストレスコーピングの力も身につけてほしいと願っています。

しかし、本人の努力だけで乗り越えようとする、かえって危険な局面もあります。深刻な人権侵害に曝されている場合には周囲に助けを求めることができること、周囲の大人も、子どもの危機に気づき、適切な支援につなげられることが不可欠になります。

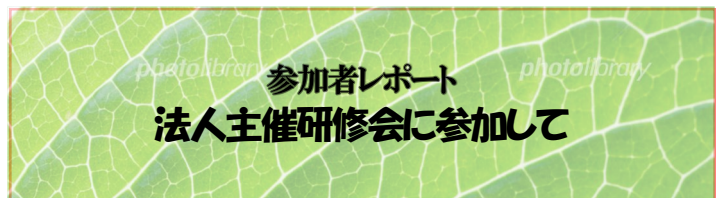


それでは、大人が子どもたちの人権課題を支援しようとするとき、何が大切なのでしょう。

その鍵となるのが、「子どもの権利条約」(1989)にある“子どもの最善の利益”という視点です。子どもにかかわるすべての事柄について判断するときには、その子どもにとって何が最も利益になるのかという観点から考える必要があります。そして、その判断を導くために欠かせないプロセスが“子どもの意見表明権”の保障です。

子どもには、自分にかかわる事柄について意見を述べ、その意見が尊重される権利があります。何がつらいのか、どんな支援を望んでいるのか、どのような状態を「解決」と感じるのかは、子ども本人に聴かなければわかりません。子どもの声に耳を傾けることは、問題解決の手段であるだけでなく、傷ついた「安心」「自信」「自由」の3つの権利を回復する力にもなります。

いじめの問題に向き合うとき、大人は事実確認や責任の所在に目を奪われがちです。しかし、子どもたち一人ひとりが権利の主体であり、大人が今を生きる子どもたちのためにできることは、その声に真摯に向き合うことなのだろうと思います。そして、子どもたちの声のなかにこそ、多くの解決へのヒント・気づきがあると信じています。



報告①

●報告者:若宮 正(東京都・社会福祉法人 葛飾福祉館・保育士)

〈保育者が担う使命・役割を噛みしめる〉

今回のメイアイヘルプユー「法人主催研修会」に参加する前の時点で「いじめ」は小・中・高校生の抱える問題というイメージがありました。

しかし、このたび保育現場の視点から研修に参加させていただいたことで、幼児期こそ人間性を育む大切な時期であり、近年重視されている非認知能力の育ちが、いじめ問題とも深くつながっていることを実感しました。そして、改めて社会のなかで保育園という場が担う使命・役割を噛みしめる貴重な機会となりました。



研修終盤にて、実際のエピソードとして、年長児のAくんが「Bちゃんのことを嫌いなひと」と周囲に声をかけ、そのうち数人が、おふざけ感覚で挙手をしたという出来事をあげさせていただきました。

普段の二人は仲がよく、Bちゃんが帰宅後に何げなくその話をすると、母親はそれを「いじめ」と捉えて強い怒りを示したという例を、講師のお話を伺うなかで思い返し、当事者のなかでは「あそび」「おふざけ」であることが、第三者にとっては「いじめ」と捉えるという認識の差も起こり得ることへの気づきにつながりました。

子どもの育ちを支えるだけでなく、保護者支援として、子ども同士のかかわりに過敏になる保護者の思いがあること、そのような思いに至る保護者自身がおかれている状況や価値観にも目を向けながら、その子どもにとっての“最善の利益とは何か”について探る姿勢を、常に忘れずにいたいと強く思いました。

また、自分たち保育者の手が離れたあとの環境で起きている課題だからこそ、そこに至る乳幼児期という人格形成の土台づくりとしての重要な時期を支え、一緒に過ごす保育者の責任の重さを痛感しました。

いじめの感覚からほど遠い無垢な時期であるからこそ、幼児期に、共感する力、感情のコントロール、協調性、自律性を育むことは、今回の研修内容にもつながる重要な営みだと感じました。就学という新たな環境へ向けてバトンを渡す役割を担う立場として、まずは自分自身の専門性や人間性の

向上が不可欠であると強く感じています。



今回の研修で特に印象に残った人権の3要素「安心」「自信」「自由」は、今後、子どもたち一人ひとりが自己肯定感を育み、自分らしく過ごしていくために保障しなければならない重要な要素なのだ、新たな視点をもつこともできました。

今回は貴重な機会をいただき、本当に有難うございました。

報告②

●報告者：西野まゆみ(岡山県・母子生活支援施設 倉敷市鶴心寮・寮長)

〈改めて子どもと職員の人権を考えるきっかけに〉

去る2月25日(水)、メイアイヘルプユー「法人主催研修会」に参加しました。テーマは「いじめから考える子どもの権利」で、この研修の案内をいただいたとき、私は「絶対参加したい！」と思い、リモートで参加させていただきました。

また、研修に参加して、講師の佐藤香代先生の“福祉と司法を渡っていける弁護士”という言葉に大変親近感を感じました。



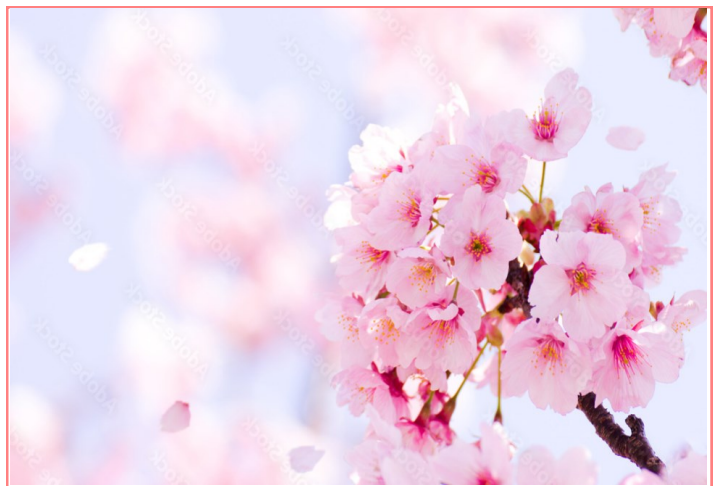
私は現在、社会福祉法人クムレの母子生活支援施設「倉敷市鶴心寮」に所属しています。母子生活支援施設は、子どもと母親と一緒に生活できる唯一の児童福祉施設です。子どもの権利は支援の大事な軸であり、私たちが考え続けていかなければならないことです。

今回の研修では「いじめ防止対策推進法」から「いじめの定義」を示してくださっていて、改めて私たちが現場で入所児童のさまざまな状況から出てくる課題に対応するうえで、この定義は職員の認識を統一してくれるものであると感じました。研修のなかで例示された“架空事例”も、この定義に基づいて考えると理解しやすかったです。

また、研修を受講したあと、当事業所の職員と「いじめが及ぼす子どもへの影響」について共有し、子どもの思いに気づき、それをどのように支援へつなげていけるかを考える時間をもちました。

そのなかで、職員からは「子どもの思いに気づくのは職員ばかりではない。お母さんと一緒に考えていくことが大事ではないか」「母親自身が自分のもっている権利を知らなければ、子どもの権利にもたどり着かないのではないか」などの意見が出ました。

母親と一緒に、母親自身も持っている権利について知る、語る時間をもつ「ママカフェ」を、私たちは2024年度に開始しましたが、その場でもこの研修で得られたことを話したいと



思っています。



研修のなかで印象的であった「安心」「自信」「自由」の3つの権利や「意見表明権」「自己決定権」についても考えながら、2026(令和8)年度には、社会的養護関係施設の義務である第三者評価に、この3年間の振り返りを行ったうえで臨みたいと思っています。

今回は研修にお声かけくださり、有難うございました。

報告③

●報告者：古川明良(岩手県・特別養護老人ホーム あいぜんの里・施設長)

〈温故知新と“ごちゃまぜ”の教育のもつ力〉

このたびの佐藤香代弁護士さんのメイアイヘルプユー法人主催研修会「いじめから考える子どもの権利」に参加し、テーマである「子どもの権利」に関する法律をわかりやすい表現で聞きながら、なぜか私は「温故知新」の言葉が頭に浮かびました。



明治期に政府が招聘した「近代科学技術教育の父」と称される英国人ヘンリー・ダイアー*は、1904(明治37)年に発表した著書『大日本』(原典:Dyer, Henry. Dai Nippon, the Britain of the East. A Study in National Evolution. Blackie & Son, 1904)のなかで、子どもに関して次のように述べています。

「実際、日本は『子どもたちの天国』とよばれてきたし、そんな異称もうなずけるというものだ。世界中のどこをさがしても、日本ほどかわいらしい子どもがいる国はない。世上言われているのは、子ども時代に共通の美しさと魅力に加え、日本の子どもは子犬や子猫がもつちやめっ気や天真爛漫さ、また人

* : Henry Dyer (1848年8月16日～1918年9月25日)。英国スコットランド出身の技術者・技術教育者として、1873年から1882年まで工部省工学寮工学校(現在の東大工学部)に勤務。工学教育を推進し、日本の工業化に貢献した。

懐っこさを兼ね備えている。と同時に、身の程をわきまえてもいる、ということである」(前掲『大日本』第18章「数々の社会的影響」より)。

ちなみに、2026年3月までのNHK朝ドラ『ばけげん』の主人公・小泉八雲(ラフカディオ・ハーン)は、すでにダイアーより前から日本に住んでいましたが、同じように日本の子どもたちのありようを感じていたようです。

つまり、ダイアーによれば「ハーンが指摘したように、日本の教育は過去も、また表面上はそう見えなくとも現在でも、西洋のように個人の能力を伸ばしたり、自主的で雄弁な人物を育成したりするためではなく、一人ひとりが協力し、厳しい実社会のなかでも自分の居場所を確保できるよう指導している」(原典:Dyer, Henry. Japan in World Politics. A Study in International Dynamics. Blackie & Son, 1909) ということのようです。

わが国の初代首相 伊藤博文は「鉄は国家なり」と国民の意識を発揚し、その鉄づくりの最先端に「釜石」があり、東京大学社会科学研究所の玄田有史 教授(現在、東京大学副学長)は「希望学」を提唱し、その研究対象に釜石の歩みを取り上げ、さまざまな分野の研究者たちと徹底的に調査して「釜石は日本の縮図」と語っていました。



そこで、私なりに考えた結論は「教育は国家百年の大計」「三つ子の魂百までも」など、日本には先人の智慧が多々あり、ここは各地方自治体が地域社会のなかで時間軸に沿ってじっくりと「公教育」(受験用教育ではない)と「さまざまな教育(道徳、家庭、社会、親業など)」を“ごちゃまぜ”にすることが、法律仕立てで行うよりも「いじめ問題」の解決になるのではないかと考えました。いかがでしょうか。

<参考資料>

・関 厚夫. [連載] 転換点を読む—日本史人物録. 第3部: 大・NIPPON—「科学教育の父」が追った東洋の青雲 [21] 日本人の面影. 産経新聞[2022年2月17日].



事務局だより

新年度の4月になって、事務所近くの目黒川は桜が満開ですが、メイアイヘルプユーでは、去る2月25日(水)に恒例になっている「法人主催研修会」を開催致しました。

テーマが「いじめから考える子どもの権利」という時宜を得たものであったため、参加者は44名(会場参加9名、リモート参加35名)まで増えました。参加者からの感想も3名からいただき、今号で紹介しています。



講師の言葉のなかで、私が特に印象に残ったのは「人間の脳はサバンナを生きていた時代から進化していない」です。

アフリカで誕生し、世界各地へ広がっていったと考えられている現生人類は、まずサバンナを生き抜いていくうえで、不安や恐怖を感じる出来事を「生命の危機」として感じ、より敏感に反応して自分を守る必要があったそうです。だから「つらい出来事」ほど、心や身体にさまざまな症状を引き起こすというお話でした。

私は、そこから「子どもの権利」を考えたいと強く感じました。

(文責・事務局長／鳥海)



みなさまからの
社会福祉情報お待ちしております。(編)

メールアドレス: smile-npo@meiai.org

*HPアドレス: <https://www.meiai.org/>

〒141-0031 東京都品川区西五反田1-26-2
五反田サンハイツ714
(03)3494-9033
NPO法人メイアイヘルプユー